

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>(条例別表第二の規則で定める事務等)</p> <p>第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める情報は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請を行う者及び同法第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。第五条第六項において同じ。)に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)とする。</p> <p>2 条例別表第二の二の項の規則で定める事業は、私立高等</p>	<p>(条例別表第二の規則で定める事務等)</p> <p>第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める事業は、私立</p>

学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報

二 当該申請に係る生徒の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年／内閣府／総務省／令第七号）第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ロ 外国人生活保護実施関係情報

3 | 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報

二 当該申請に係る幼児又は生徒の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

4 | 条例別表第二の四の項の規則で定める事業は、私立高等学校等修学支援事業及び私立高等学校等専攻科修学支援事

高等学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報とする。

2 | 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

3 | 条例別表第二の三の項の規則で定める事業は、私立高等学校等修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、私

業とし、同項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
当該申請を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

5 | 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、第二条第四項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事

立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年／内閣府／総務省／令第七号）第八号第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

4 | 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事

実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム、ウ及びビノに掲げる情報とする。

6| 条例別表第二の六の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二條第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)とする。

7| 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 一十二 略

8| 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する

実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の四の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム及びビノに掲げる情報とする。

5| 条例別表第二の五の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二條第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)とする。

6| 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 一十二 略

7| 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する

事務とし、同表の八の項の規則で定める情報は、同条第一項の経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。）とする。

（条例別表第三の規則で定める事務等）

第五条 条例別表第三の一の項の規則で定める情報は、就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

2
5
略

6 条例別表第三の六の項の規則で定める情報は、就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

7 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料又は受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する

事務とし、同表の七の項の規則で定める情報は、同条第一項の経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。）とする。

（条例別表第三の規則で定める事務等）

第五条 条例別表第三の一の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

2
5
略

6 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、青森県立高等学校授業料等徴収条例による県立高等学校の授業料又は受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一・二 略

8| 条例別表第三の八の項の規則で定める事業は、国公立高等学校等修学支援事業及び公立高等学校等専攻科修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 国公立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務

当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

当該申請を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

当該申請を行う者の保護者

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一・二 略

7| 条例別表第三の七の項の規則で定める事業は、国公立高等学校等修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、国公立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

五 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

9| 条例別表第三の九の項の規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一・二 略

8| 条例別表第三の八の項の規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一・二 略